

令和8年度第2回

逗子市情報公開運営審議会

令和8年7月17日（金）

逗子市総務部情報公開課

令和8年度第2回逗子市情報公開運営審議会

日 時 令和8年7月17日（金）

午前10時00分～

場 所 市役所5階 第4会議室

議 題

- （1）令和8年度情報公開制度の運用状況について（報告）
- （2）令和8年度諮問第6号 逗子市情報公開条例第6条の2に関する解釈運用基準について
- （3）その他

出 席 委 員（7名）

会 長	高 橋 良
副 会 長	小 山 涼 子
委 員	鈴 木 良 太
委 員	花 野 充 生 子
委 員	植 島 由 紀
委 員	大 関 亮 子
委 員	柳 田 義 継

欠 席 委 員（0名）

事務局等出席者

情報公開課長	松 下 亜 紀 子
副 主 幹	松 本 優 子
主 任	加 藤 美 佳 子

主	事	前	田	柚	名
会	計	年	度	荒	澤
任	用	職	員	涼	子

会議の公開・非公開の別 公開

傍 聴 者 0 名

配 付 資 料

- ・【資料 1】令和 8 年度情報公開制度の運用状況
- ・【資料 2】令和 8 年度諮問第 6 号に関する意見まとめ
- ・【資料 3】新旧対照表案（解釈運用基準第 6 条の 2、第 9 条、第 21 条関係抜粋）
- ・【資料 4】例示案
- ・【資料 5】第 9 条に関する課題説明資料

午前 10 時 00 分開会

○高橋会長 それでは、令和 8 年度第 2 回情報公開運営審議会を開会いたします。

逗子市情報公開運営審議会規則第 3 条第 2 項の規定に基づき、半数以上の委員の出席がありますので、本会議は成立いたします。

なお、本日、傍聴の方はおられませんので、このまま会議を開始したいと思います。

まず、事務局から本日の配付資料の確認をお願いいたします。

(配付資料の確認)

○高橋会長 資料のほうはよろしいでしょうか。

それでは、議事に入ります。

議題 1、令和 8 年度情報公開制度の運用状況について（報告）を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

○松下情報公開課長 それでは、令和 8 年度情報公開制度の運用状況について御報告をいたします。

資料 1 を御覧ください。

期間については、令和 8 年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの運用状況となっております。こちらは条例第 21 条の規定により、市のホームページで公表されております。

表の 1、公開請求件数と決定件数、こちらの表について御説明いたします。

下のほうにある合計欄を御覧ください。①の全部公開が 5 件、②の一部公開が 2 件、③非公開が 0 件、④却下が 0 件、⑤不存在が 0 件、⑥存否応答拒否が 0 件、⑦検討中が 0 件、⑧取下げが 0 件、⑨延長が 0 件となっております。⑩の請求件数としましては、4 月から 6 月までの 3 か月間で合計 7 件となります。⑪のネット請求につきましては、請求件数の内訳となりますが、6 件となっております。⑫の口頭請求については 0 件となっております。

続きまして、2 番にまいります。

表の 2、公開請求の所管別内訳につきましては、経営企画部が 0 件、総務部が 4 件、次のページに移りまして、市民協働部が 1 件、福祉部が 0 件、環境都

市部が1件、会計課が0件、消防が1件、議会が0件、教育委員会が0件、行政委員会事務局が0件となっております。

それぞれの内容につきましては、後ほど御報告させていただきます。

続きまして、右側の3番、行政不服審査法に基づく審査請求は0件です。

4番、条例に基づく不服の申出等の状況につきましても、不服、苦情・相談ともに0件となっております。

5番、同一人による請求件数につきましては、1件請求した人が2人、2件請求した人が1人、3件請求した人が1人、合計4人、計7件となっています。

6番、インターネット請求者の割合につきましては、実請求者4名に対し3名がインターネットによる請求でしたので、比率は75%となっています。

続いて、3ページのほうを御覧ください。

4月から6月までの間に情報公開請求のありました7件について御紹介いたします。

一番上の職員課、2番目の情報公開課、3番目の課税課の受付ナンバー3番までにつきましては、全部公開となっておりますので説明は割愛させていただきます。

4番目の課税課につきましては、件名は記載のとおりとなりまして、このうち登記名義人について、個人情報に該当するものとして一部公開となっています。

次の戸籍住民課は、全部公開となっておりますので説明は割愛させていただきます。

一番下のまちづくり景観課につきましては、請求のうち個人の氏名だったものについては、個人情報に該当するものとして一部公開となっています。

次の4ページにお進みいただきまして、消防予防課につきましては、全部公開となっていますので説明は割愛させていただきます。

続きまして、5ページを御覧ください。

令和8年度当審議会の開催状況になりまして、第1回の開催日と議題を記載しております。

続きまして、6ページにまいります。

情報提供の内訳となりますが、こちらは現在のところ0件となっております。

情報提供は、情報公開請求によることなく、住民に対して情報を提供できる様々な形態となります。請求を受けることなく、行政機関が自らの意思に基づき、その裁量により保有する情報を外部に提供するものです。情報提供につきましては、基本的に所管の判断によるものですが、こちらは情報公開課の窓口で対応したもののみの件数となっております。

続きまして、7ページになります。

こちらは口頭請求の内訳となりますが、資料1ページ目で御説明いたしましたとおり、現在のところ0件となっております。

続きまして、8ページにまいります。

令和8年度の会議の事前公表の内訳が記載されております。4月から6月までの3か月で合計27件となっております。

続きまして、9ページ、市政情報広場の利用状況等になりまして、総合案内として御案内した件数は3か月間で2,381件となっております。

その次の10ページに進みます。

こちらには総合案内の内訳が記載されております。合計件数につきましては、先ほどと同じく2,381件となっております。

最後に11ページですが、有償刊行物頒布状況の御報告がございます。逗子市と葉山町との間にある長柄桜山古墳が整備されて、引き続き古墳関係の刊行物の購入件数が多い状況となっております。

運用状況の説明につきましては以上となります。

○高橋会長 ただいまの報告に関し、何か御意見、御質問はありますか。

特によろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○高橋会長 では、そうしましたら、議題1、令和8年度情報公開制度の運用状況について（報告）を終了します。

続いて、議題2、令和8年度諮問第6号 逗子市情報公開条例第6条の2に関する解釈運用基準について、これに関しまして事務局から説明をお願いいたします。

○松下情報公開課長 前回の第1回逗子市情報公開運営審議会で皆様に諮問させていただきました逗子市情報公開条例第6条の2に関する解釈運用基準につい

て、前回に引き続きお諮りいたします。

資料２を御覧ください。

こちらは、前回の審議会にて委員の皆様よりいただいた御意見をまとめたものになります。メールでも御意見を募集しておりましたが、メールでの御意見の提出はありませんでした。

いただいた御意見を資料２としまして、番号１番、「当初非公開と決定したが、一定期間経過後は公表することが適切と思われる情報の例」、「当初公開と決定したが、一定期間経過後は非公表とすることが適切と思われる情報の例」について、例示されているものは汎用性が低く分かりにくい。事例を思いつかないということは前提に無理があるのではないか。

２番、「逆に、時間の経過により公表することが不適切となる情報もあり得る。」、この部分について、あり得ることなので解釈運用基準に入れるのは良いことと思う。

３番、法人情報については、公表してよいかの判断は市ではできないので、公表しないとしてもよいのではないか、という御意見を前回いただきました。

資料３のほうを御覧いただきまして、こちらは前回の審議会の後に、改めて修正いたしました解釈運用基準の新旧対照表の案になっております。

前回の審議会以降に修正を加えた部分について御説明いたします。

資料３の今回の新旧対照表では、第６条の２のほかに第９条、第２１条について新たに記載を加えております。

第９条、第２１条の部分につきましては、第６条の２の解釈運用基準を改正するに当たり影響が出る部分を整理するものです。前回の審議会において、第６条の２の解釈運用基準の改正の方向性はおおむね御理解いただけたと捉えておりますので、併せて第９条、第２１条についても整理したいと考えております。その部分について後ほど御説明させていただくこととしまして、まずは第６条の２に関する部分から先にお話しさせていただきます。

第６条の２について、前回からの修正箇所は色つきの部分としております。

主だったところを御説明させていただきますと、まずは資料３の３ページ１行目になります。読み上げます。

「同法は、情報化技術の目ざましい進歩と普及により、予期せぬ形、速度、

範囲で情報が拡散し、生活に影響を与える事態も生起してきた状況を背景に、数次の改正の後、令和３年には、地方公共団体を対象に含み、個人情報保護制度の一元化を図るものとして改正され、令和５年施行に至った。こうした経緯をたどる中で、」の部分を追記しています。

また、３ページの一冊下の黒い中点の部分、「他の情報と照合することにより特定の個人が識別される可能性があるとして非公開を決定したが、時間の経過により、当該他の情報が失われる等状況に変化があり、もはや特定の個人が識別される可能性がないと認められる情報」を追加しています。

前回の審議会で、例示の部分が分かりづらいとの御意見をいただいておりますので、例示の案を今回幾つか考えて資料４にまとめておりますので、次は資料４を御覧いただきたいと思います。

１は、前回記載をしていた例になっておりまして、２番、３番、４番を追加しています。

次の５と６につきましては、公知となったもの以外の例として、当時は他の情報から特定の個人が識別される可能性があつて非公開としたが、時間の経過により、もはや特定の個人が識別される可能性がないと認められる情報としての例を挙げています。

７番、８番につきましては、当初公開したものを一定期間経過後は非公表とすることが適切と思われる例になりますが、前回から少し修正をしまして、例として２つを挙げています。

以上までが第６条の２の追加の御説明となります。

続きまして、第９条と第２１条の部分について御説明いたします。

まず、第９条につきましては、資料３の５ページからになっております。併せて資料５の情報公開条例第９条に関する課題についてを御覧いただければと思います。

まず最初に、資料３の５ページのほうの御説明をさせていただきます。

資料３の５ページに第９条の記載があります。

第９条は、公開請求の手続について定めた条文で、解釈運用基準第９条関係の２解釈（１）の後半部分にあります、ちょうどページの真ん中ぐらいのところになりますが、「ただし」以降になります。「ただし、既に公開請求により

公開された情報については、書面による請求手続を要しないこととし、口頭による公開請求ができるものとする。」とあります。

これは、条例第9条のただし書に「既に公開請求に基づき公開された情報については、この限りではない。」とあり、「この限りではない」というのは、本文に規定された原則的な取扱いである「請求書を提出するものとする」ことの例外になりまして、請求書の提出を要しないとする趣旨になりますが、それを更に分かりやすく表現したものになっております。

既に公開された情報については、請求者の利便を考慮し、請求書を書かずとも請求を受け付ける、いわゆる口頭請求と呼んでいるものになります。この口頭請求については、今まで詳細な規定は置かれておらず、請求者の利便に資するという趣旨を酌み、改めて請求のし直しをさせるよりは、むしろ情報提供のような形で、既に公開された情報をそのまま閲覧等に従事してきた長年の慣行があります。期間的に集中して多くの人の関心を集めるような情報を、知りたいと思う方に簡易迅速に提供する手段として、請求者の方にとっても利点が多く、実施機関側にとっても一件一件同じ決定を繰り返すより省力化が図られるという面があります。

しかし、今回、第6条の2の規定に基づきまして、20年後に改めて公表の可否を判断し、公表を行うに当たりましては、今までと同じやり方で口頭請求に応じることとした場合、当初の決定より公表範囲が広がる場合は問題ないのですが、個人の権利利益に支障が出るかもしれないと判断し公表範囲を狭めた場合にも、今までの口頭請求への対応ですと、元どおりの範囲で情報を閲覧等に従事することとなり、せっかく保護しようとした個人の権利利益が守られない状況が発生しかねないことから、短期間に集中して公開請求が行われるようなときのために従来の運用を残しつつ、新たに条例の文言に忠実に、書面によらない請求を請求として受け付け、その方を名宛人として、その時点での諾否の決定を行うことができるように運用を整備しようとするものです。

これまでも、当初の決定から少し期間が空くなどして状況に変化があり公開範囲が見直される可能性のあるときや、非公開部分について請求者が救済を求めようとする場合には、行政不服審査法上の審査請求、行政事件訴訟法上の訴えによる救済にも道を開くため、ただし書によらず請求書を提出していただく

ことがありました。これは請求者のための対応としてご理解を得やすいということがあります。

一方、今回は、請求者のためというよりは、公開ないし公表されると権利利益が侵害されるなどのおそれのある個人情報等の情報内容のためですので、一概に請求書を書くことへのご理解が得られるとは限りません。請求者の情報公開請求権を制限することなく、他方、適正な情報の公開ないし公表を併存させるために、新たな請求を受けた時点での諾否の決定ができるよう、決定の名宛人を特定するため、書面でなく口頭で必要事項をお話いただき、それを情報公開課が請求書に書き起こして録取したものと付記する受付方法を今回明記しようと考えております。

解釈運用基準の案について、修正内容は資料3の7ページを御覧ください。

下のほうの部分になりますが、読み上げさせていただきます。

「（５）本条ただし書の規定による請求について」、「既に公開請求に基づき公開された情報については、公開できる範囲を実施機関において決定したものであるため、同一の情報に関する公開請求をしようとする者は、請求書によらず、口頭による公開請求ができるものとする。この場合において、この条例の基本原則である「利用しやすい情報公開制度」を推進するため、実施機関は、公開された情報の写しを市政情報広場に備え置き、希望する者の求めに応じ閲覧若しくは視聴取又は写しの交付を行うものとするが、当初の公開請求があった日の属する会計年度を経過したときは、この取扱いによらず、請求書に記載する事項を陳述するよう求めてその内容を請求書に録取し、請求しようとする者に内容を十分確認した上、当該請求書の欄外に口頭請求を録取したものである旨を付記して受け付けを行い、その後の運用は、本文の規定により請求書の提出を受けた場合と同様に行うものとする。」となっております。

資料5につきましては、条例の規定とただし書に関する今までの運用、そして課題をまとめたものとなっております。

以上が第9条についての御説明の部分になります。

最後に、第21条についての御説明になります。

資料3の8ページ及び9ページを御覧ください。

前回の解釈運用基準の改正で、公表の判断結果をホームページ等で公表し、情

報そのものについては市政情報広場で閲覧等に供するという運用になりました。

第21条については、運用状況の公表について定めた条文となりますが、9ページの上のほうの（ア）公表をしないと判断をした情報の項目と（イ）公表しない理由については、第6条の2の公表を行う年度の早い時期にホームページ等で判断結果の公表を行います。その公表した結果について、閲覧や相談があった件数を（ウ）の閲覧等を実施した件数、（エ）相談の件数、（オ）相談の処理状況等について、翌年度になってからまとめた前年度の状況を、ホームページや広報ずしへの掲載により行うというような、同じものを2回公表するのではなく、時期的に2段階に分けた公表を行っていきたいと考えております。

以上のご説明を踏まえまして、諮問第6号について御審議をよろしく願いいたします。

○高橋会長 議題2の令和8年度諮問第6号 逗子市情報公開条例第6条の2に関する解釈運用基準について、事務局から説明がありましたが、何か御意見、御質問等がありますでしょうか。

どうぞ、鈴木委員。

○鈴木委員 特に第6条の例示は分かりやすくなったと思います。ありがとうございました。

○高橋会長 よろしいですか。

○鈴木委員 はい。

○高橋会長 じゃ、ちょっと私から。

今回、口頭請求というやり方について、新たに解釈運用基準を改めたということですがけれども、今回も口頭で請求するということは利用者にとっては変化がなくて、それを情報公開課側で請求書をつくると、こういうことにするということですかね。

○松下情報公開課長 はい。

○高橋会長 そうすると、従来は請求書はつくっていなかったということなんです。特に条例の改正等は要らなくて、そういうやり方でできると、そういうことですかね。

○松下情報公開課長 今までは情報提供という形で、一度既に公開された情報を、同じものを見たいというお話がありましたら、特に何も書かずにすぐお出しで

きるような状態ではありました。今回それをする、一方で20年後に判断したものは黒塗りであって、当初のものはそのままの情報で出てしまうということになり、それを防ぐために今までの情報提供でやってきた慣行は長年あるんですけれども、それを残すような形で、一旦年度で区切る形にしたいと考えています。年度であれば、その情報について何か大きな変更、黒塗りしたほうがいいのか、そういうような情報も所管については分かりやすい状況だと思いますので、そこで一旦区切って、年度を越えたものについては請求者の方は口頭で請求できるというところは同じですが、こちら側の手続として、それを書面に書き起こして録取したものだということを残すような運用を考えております。

○高橋会長 年度を越えたものについて新しいやり方にとすると、こういうことですよね。

○松下情報公開課長 はい。

○高橋会長 何か御質問、御意見はありますでしょうか。

○松本副主幹 部の中で話し合いをしたときに、年度で区切るというやり方がどうなのかという議論もありました。

私どもとすると、今、課長が御説明しましたとおり、所管でも当初の決定のときからの状況の変化を把握しているということ、また会計年度というものは予算の切れ目であり、予算の切れ目であることに伴って事業でも目安になってくる時期でありますので、一応会計年度で区切る設定をしてみたのですが、では、会計年度で変化が生じるのは必然なのかというと、必ずしもそうではないという部分は正直に申しましてあります。

また、4月に請求されて公開したものは、翌年の3月まで情報提供のような形で見られますけれども、翌年の3月になって請求を受けたものは、会計年度が3月でおしまいになってしまいますので、ほんの一月前に公開決定されたものをもう一度見たいときには口頭で録取して受け付ける形になってくるところでは、ほぼ1年間その場で見られるような扱いだった人と、一月もたたずにもう見られなくなった人と、何となく不平等のようなイメージがあるから、例えば請求を受けてから1年間というような切り方でもいいのではないかと、そういったこともありました。

ただ、それに関しては口頭請求があるたびに、これは一体いつ当初の請求を

受けたものだろう、1年経っているかどうか確認をしてということでは、それはそれでかえって間違いの元というようなこともありますので、ひとまずは会計年度ということで切りました。

また、情報提供的な今までのやり方と、口頭で言ってもらったものを請求書に書き起こすやり方と、一つ口頭請求という中に2つのやり方が混在しているのが気持ち悪い、すっきりしないというふうな意見もありました。

ただ、今までの情報提供的なやり方は、請求者の方にとっては、ぱっと行ってこれを見たいといったらその場で見られるということで、すごく簡易で迅速でというメリットがあります。その運用がもう35年ぐらい続いてきているということもありますので、今回第6条の2に基づき公表される情報が当初の公開範囲より狭まるケースもあるから措置は取るのですけれども、今までの運用を全くなくしてしまうというのも、今までの情報公開の口頭請求のやり方を知っていらっしゃる方、なじんだ方、そういった方にとっては使いにくくなったという印象は与えるであろうということがありますので、少なくとも当初のうちは、今までのやり方と、口頭で言っていた内容を書き起こして改めて請求として受け付けるやり方を併用する形で運用していってみよう、制度が安定してきた段階では、よりよいやり方を思いつくかもしれませんが、当初のうちは2方式を併用する形でやっていくのがいいのではないかと思います。その辺りも委員の皆様のほうから御意見があれば拝聴したいと考えております。

○高橋会長 御説明ありがとうございます。

従来、情報公開の推進という方向でやってきたわけですがけれども、個人情報保護の要請も強くなってきたので、なかなか従来どおりにいかないところを調整をしなければいけなくなって、いろいろ工夫を考えていただいたと、こういうふうに理解しました。

何か御質問、御意見ありますか。

どうぞ。

○大関委員 確認なのですが、先ほど、同じ会計年度内であれば今までどおりで、前と同じ情報公開請求が来た場合には、特に請求書も何もしないで、口頭だけで前に公開したものをそのままはいと渡すという簡易な手続だという話

だったんですけれども、さっきちょっと説明があったんですが、もし会計年度内であっても、例えば4月に情報公開請求がありました、その対象は今交渉中の出来事でした。なので、交渉中のことはちょっと出せないで、隠して、それで渡しました。それで、6月にその交渉がもう全部成立して、見せられるようになりました。その後、8月に1回目と同じ請求で別の方が口頭請求をしてきた場合には、前と同じものを渡すのもいいんですけれども、それよりもたくさん開くわけですよ、見られるわけですよ。そういう場合には、逆にどういう手続を、今もあると思うのですけれども、取られていますか。

○松本副主幹 現在でも、口頭請求だからといって、そのまま自動的に、はい、どうぞといってお見せしているわけではなくて、手法とすると情報提供的ではあるのですけれどもあくまで請求であるということを踏まえまして、所管課の職員を呼んで、その後、状況の変化等があるかどうかを確認し、そのままあまり変化はないということであれば、そこでお見せする。もし状況に変化があって、もう一回請求をいただいたほうがより情報を公開できるかもしれない事態であれば、口頭請求ではなく、改めて請求書を書いていただいて、改めて決定し直すという運用を今までもとってまいりました。こういった方法でしたら、より情報が開くというところで、請求者の方にとって利便性があるということになります。

また、従来の口頭請求の場合には名宛人が判明しないため行政処分の扱いにならず、行政不服審査等の請求ができなくなってしまうということがありました。ですので、非公開部分について、不服・不満があるという御意向があれば、そのケースもやはり請求書を書いていただいて、改めてその方への行政処分として決定をしてきたという運用があります。それはこれからも変わりませんで、口頭請求だからといって機械的に出すということではなくて、所管を呼んで、その方の必要な情報がそれによって十分満たされるかどうか、そこを確認しながら引き続き運用はしてまいりたいと考えております。

○大関委員 ありがとうございました。

あとは、今後は会計年度を越えた場合には、市民の側じゃなくて事務というか、役所の皆さんの側の話なんですけれども、前でしたら、一回情報公開請求ありました、後から全く同じ請求があったら、はいと渡しておしまいだったも

のを、口頭で聞いたものを録取して、こちらのほうでというか、役所のほうで請求書のようなものを一々作成するということになるので、事務が増えるかなと思うのですけれども、その辺は大丈夫そうでしょうか。

○松本副主幹 録取書というような別の書面をつくることも少し検討はしてみたのですが、そもそもの情報公開請求書が、お名前を書いて、必要な情報を書いてという程度の比較的簡単な書式であることを考えると、録取に切り替わったときに、かえって手間が増えるというようなことでは本末転倒というところがあります。

ですので、むしろ当初に書いて請求していただくのと同じ請求用紙を用いまして、こちらで口頭請求をされようとしている方から住所やお名前を聞き取りながら書き込む、必要な情報については、やはり言っていただいて書き込むということもありますし、2回目の請求ということですから、もしかすると今までの運用状況などを見ながらこれというふうに指し示していただければ、それを転記するという方法もとれますので、別の書面をつくるということではなくて、請求書を使って書き込んでいく。

ただし、御本人が直接手で書いたものではありませんから、口頭で言っていたものを録取したものだということが分かるように、その書面のどこかに記載をしておく。それによって、口頭請求ではあるけれども、請求の内容はこれ、請求した方はこの方ということが分かるようにする、そうすると、一体何がいいのかというと、改めて行政処分を下すということができるとですね。ですので、従来のようにそのまま情報を見せると、もう今の状態ではここは公開すべきでないという情報が開いてしまう可能性がありますけれども、名宛人を明らかにした請求であれば、新たな行政処分として、その部分を伏せた形で新しく決定をしていくことができますので、一度出てしまっていた情報を隠さなければいけない事情がある場合には、口頭請求を録取して改めて行政処分をし直すということが有効に働いてくると思います。

○大関委員 ありがとうございます。

私のほうの質問として、職員の方の事務が増える問題がありますかという質問だったんですけれども、それに対しては、情報公開請求書という今までもある書式をつくって、簡易に書式をつくるので、まあ、大丈夫でしょうということ

とでよろしいですか。

○松本副主幹 大変失礼しました。基本的には増えることはない、少なくとも、お尋ねする項目が増えるとか、全く新しい書式を準備するとかということはありません。

○加藤主任 ハンドブックの101ページに情報公開請求書が載っておりまして、101ページですね。この書式で、ふだん情報公開請求を受けているんですけども、これに書き込むのを職員が録取、聞き取りをして書き込んだ上で、請求者の方にお見せして間違いないということで、その欄外とか、そういったところに職員が録取しましたというのを明記することで、録取するという形にしようと思いますので、そんなに手間は増えないのかなとは思っております。

○大関委員 ありがとうございます。

○松本副主幹 所管課のほうとすると、改めて決定し直す機会が若干増える可能性はありますけれども、情報公開請求への対応としては本来的なものであろうかと思っておりますので、負担が増えるとは認識しておりません。

○高橋会長 では、ほかに御意見、御質問はありますでしょうか。
特によろしいでしょうか。

○花野委員 確認なんですけれども、資料3の9ページにありますように、こちらの第6条の2と第9条と第21条ですか、こちらが改正されたということは、9ページに書いてありますように、ホームページや広報ずしに掲載することで公表するという理解で、市民の皆さん、できるだけ多くの方が見ることができる方法ということなんですけれども。

○松本副主幹 運用状況の報告につきましては、従来からホームページ、あと広報ずしに少し載せていました。

第6条の2の判断結果の公表については、恐らくホームページが主になってくるかと。正直に申しまして、広報ずしがあまり紙面が多くないということがありますが、判断結果の公表はある程度件数もありますし、結果を具体的に載せていくのはホームページが中心になってしまうかというところはあります。

○花野委員 分かりました。

○高橋会長 よろしいですか。

○花野委員 はい。

○高橋会長 では、よろしいでしょうか。

では、令和8年度諮問第6号 逗子市情報公開条例第6条の2に関する解釈運用基準について、これを適当と認めることで、皆様よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○高橋会長 そうしましたら、答申書につきましては、この内容で会長一任として作成し、答申するという事でよろしいでしょうか。

〔「お願いします」と呼ぶ者あり〕

○高橋会長 では、そのようにしたいと思います。

では、以上で議題2を終わります。

次に、議題3、その他ですが、事務局から何かありますでしょうか。

(次回日程の調整)

○高橋会長 では、以上をもちまして、本日の会議は閉会とさせていただきます。

皆様、お忙しいところ本日はどうもありがとうございました。

午前10時41分閉会